

(参考) 直方市公平委員会委員等報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例

報酬額表

職名		報酬額(円)		
		月額	日額	
公平委員会委員			7,900	
監査委員	議員のうちから選任された委員	45,700		
	識見を有する者のうちから選任された委員	153,000		
監査専門委員			7,900	
教育委員会	委員	54,300		
農業委員会	会長	基本給	46,100	
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額	
	副会長	基本給	39,800	
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額	
	委員	基本給	35,400	
		能率給	予算の範囲内で市長	

			が定め る額	
	農地利用最適化推進委員	基本給	32,400	
		能率給	予算の範囲内で市長が定める額	
選挙管理委員会	委員長		44,200	
	委員		32,900	
	補充員			6,400
固定資産評価審査委員会委員				7,900
介護認定審査会 又は障がい認定 審査会	合議体の長となる委員			15,500
	その他の委員			13,300
附属機関としての委員会又は審査会等の委員その他の構成員(ただし、直方市議会議員を除く。)				6,400
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 25 年法律第 179 号)第 14 条に定められた額とし、同条第 1 項中「1 日につき」とあるのは「1 回につき」と読み替えるものとする。ただし、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人が職務の途中で交代した場合の報酬額は、当該額に、職務に		
投票所の投票管理者				
期日前投票所の投票管理者				
開票管理者				
選挙立会人				
投票所の投票立会人				
期日前投票所の投票立会人				
開票立会人				

	従事した時間を投票所又は期日前投票所の開所時間で除して得た数を乗じた額とする。この場合において、10 円未満の端数は、四捨五入するものとする。
その他	予算に定められた範囲内の額